

「少年法 一その動向と実務一【第三版】」 訂正のお願い

本書164頁の内容に誤りがございます。大変お手数ですが、下記の訂正表を貼付の上、ご使用いただきますようお願いいたします。

少年法における各種制度等の対象事件の一覧

司法警察員による家庭裁判所への送致(41条)	警察官による児童相談所長への送致(6条の6第1項)	原則家庭裁判所送致(6条の7第1項)	国選付添人(22条の3第1項、3項)	検察官関与(22条の2第1項)	観護措置期間の特別更新(17条4項ただし書)	検察官への送致(20条1項)	原則逆送(20条2項)	被害者等による少年審判の傍聴(22条の4第1項)
対象事件	<ul style="list-style-type: none"> 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件 死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たたる罪の事件 	<ul style="list-style-type: none"> 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件 死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たたる罪の事件 	死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たたる罪の事件	死刑、懲役又は禁錮に当たたる罪の事件	故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件	故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪の事件(1号) 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪の事件(2号) 刑法211条(業務上過失致死傷等)の罪の事件(3号) 自動車運転死傷処罰法(注)4条、5条又は6条3項若しくは4項の罪の事件	故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪の事件	被害者等による少年審判の傍聴(22条の4第1項)
備考	※家庭裁判所の審判に付することが相当であると思料するときは送致可	※検察官関与がある場合は、必要的(1項)調与がない場合は職権(3項)						※いずれも被害者を傷害した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限る。
対象となる少年	触法少年	触法少年	触法少年 犯罪少年	犯罪少年	犯罪少年	犯罪少年	犯罪少年 触法少年(12歳未満を除く。)	

(注) 正式な法律名は、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」である。なお、同法2条、3条又は6条1項若しくは2項の罪は、1号の「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪」に該当する。